

令和5年第3回教育委員会定例会
(2月7日開会)

台東区教育委員会

○日 時 令和5年2月7日（火）午後2時04分から午後3時13分

○場 所 台東区役所 6階 教育委員会室

○出席者

教 育 長	佐藤 徳久
教育長職務代理者	高森 大乘
委 員	垣内恵美子
委 員	浦井 祥子
委 員	神田しげみ

○出席者

事務局次長	梶 靖彦
庶務課長	横倉 亨
学務課長	川田 崇彰
児童保育課長	清水 良登
放課後対策担当課長	小野田 登
指導課長	瀧田 健二
教育改革担当課長 兼教育支援館長	工藤 哲士
生涯学習課長	久木田太郎
スポーツ振興課長	村松 克尚
中央図書館長	大塚美奈子
事務局副参事	河野 友和

○日 程

日程第1 議案審議

第9号議案 令和4年度東京都台東区一般会計補正予算（第10回）における教育関係
経費計上予定案の意見聴取について

第10号議案 令和5年度東京都台東区一般会計予算（当初）における教育関係経費計
上予定案の意見聴取について

第11号議案 東京都台東区職員の定数に関する条例の一部を改正する条例の意見聴取
について

第12号議案 東京都台東区教育振興基金条例の一部を改正する条例の意見聴取につい
て

- 第13号議案 東京都台東区立小中学校等の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の意見聴取について
- 第14号議案 東京都台東区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の意見聴取について
- 第15号議案 東京都台東区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の意見聴取について
- 第16号議案 東京都台東区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の意見聴取について

日程第2 教育長報告

1 協議事項

(1) 生涯学習課

ア 令和4年度台東区区民文化財指定及び台帳登載について

2 報告事項

(1) 庶務課

ア 令和5年3月の行事予定について

(2) 学務課

イ 令和4年度小児生活習慣病予防健診の実施結果について

3 その他

午後2時04分 開会

○佐藤教育長 ただいまから、令和5年第3回台東区教育委員会定例会を開会いたします。

本日の会議録署名委員は、浦井委員をお願いいたします。

ここで傍聴について申し上げます。

本日、会議の傍聴を希望される方については、許可することとしておりますので、ご了承ください。

なお、撮影または録音につきましては、所定の手続を行った場合のみ許可することといたしたいと思います。

それではまず、審議順序の変更について、私から申し上げます。本日の議題には、傍聴にはなじまない議会報告前の案件が含まれております。つきましては、順序を変更して、日程第2、教育長報告の報告事項、庶務課のア、学務課のイから聴取し、議会報告前の案件につきましては、傍聴人退室後に聴取したいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長 ご異議ございませんので、そのように決定いたしました。

〈日程第2 教育長報告〉

2 報告事項

(1) 庶務課 ア

○佐藤教育長 それでは、日程第2、教育長報告の報告事項を議題とさせていただきます。

初めに、庶務課のアについて、庶務課長、報告をお願いいたします。

○庶務課長 それでは、令和5年3月、教育委員会行事予定についてです。資料2をご覧ください。令和5年3月分でございます。

まず、教育委員会定例会です。13日月曜日と、31日金曜日、こちら、教区員会定例会が14時からございます。教育委員会で行うものでございます。

続きまして、3月13日月曜日、台東区優秀教員、優秀団体奨励表彰式、こちらは15時30分から教育委員会室のほうで行われます。

続きまして、14日火曜日、区立保育園修了お祝い会です。10時から、区立保育園10園で行われます。出席委員のほうは全員で、挨拶のほうも全員の方を予定しております。

続きまして、17日金曜日、区立幼稚園修了式。こちらも10時から、区立幼稚園10園でございます。出席委員の方も全員で、挨拶の方も10園でよろしくをお願いいたします。

続きまして、3月20日、区立中学校卒業式、10時から区立中学校7校。こちらも全員で、ご挨拶のほうも全員という形になってございます。

続きまして、21日火曜日、台東区スポーツ少年団交流会。13時より、台東リバーサイドスポーツセンター体育館第一競技場で行われます。出席委員のほうは浦井委員と、ご挨拶も浦井委員をお願いしたいと考えてございます。

3月23日木曜日、区立小学校卒業式。区立小学校19校で10時から行われます。こちらも

出席委員の方は全員、挨拶も全員の方をお願いしたいと考えております。

3月23日木曜日、令和4年度第二ブロック教育委員会協議会。こちらは午後で、まだ時間は決定しておりませんが、荒川区の尾久図書館で実施の予定となっております。出席委員も全員という形でご予定をさせていただいております。

その他のご案内でございます。令和5年3月26日。同日ですが26日、台東区ジュニアオーケストラ40周年記念第40回定期演奏会、上野の森ジュニア合唱団ミニコンサートが、それぞれ13時半に浅草公会堂、17時に生涯学習センターミレニアムホールでございます。案内状のほうをご送付させていただきますので、ご出席の方はよろしくをお願いいたします。

報告は以上でございます。

○佐藤教育長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございませんか。
よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 それでは、庶務課のアについては、報告どおりご了承願います。

(2) 学務課 イ

○佐藤教育長 次に、学務課のイについて、学務課長、報告をお願いします。

○学務課長 それでは、報告事項の2、令和4年度小児生活習慣病予防健診の実施結果についてご報告いたします。資料3をご覧ください。

項番1、実施目的です。生活習慣病の早期発見に努めるとともに、生活習慣に関心と自覚を持たせ、見直しを図ることで、将来の生活習慣病予防につなげるものです。

項番2、実施内容です。(1)対象者は、①区立小中学校に在籍する小学4年生及び中学1年生。及び②前年度、または前々年度の受診者で、「要医療」または「要経過観察」の判定を受けた者となります。なお、①の対象者につきましては、裏面のチェックシートにより、事前に生活習慣病予防のためのチェックを行い、3項目以上該当する方に対して、特に受診勧奨を行っております。

(2)実施場所、(3)実施期間については、記載のとおりとなっております。

項番3、小学4年生及び中学1年生の受診者数及び受診率です。小学4年生は、受診者が529名で、受診率は44%、中学1年生は、受診者数229名で、受診率は33.1%でした。昨年度と比べますと、小学4年生の受診率は0.5ポイントの減、中学1年の受診率は4.2ポイントの減となっております。こちらは、今年度の検診期間が、コロナの第7波の感染拡大期間に重なったことによる影響で、検診を控える家庭が少なくなかったものと想定しております。

次に項番4、小学4年生及び中学1年生のチェックシート活用状況でございます。小学4年生では、チェックシートに3項目以上該当した児童が332名で、そのうち167名、50.3%が検診を受診しております。中学1年は、チェックシートに3項目以上該当した生徒が217名で、そのうち93名、42.9%が検診を受診しております。こちらの目標値は、小学4年生が

70%、中学1年生が50%としておるため、いずれも目標値に届いていない状況でございます。教育委員会といたしましては、引き続き周知啓発に努め、受診率の向上に努めてまいります。なお、次ページはご参考として、学校別の受診状況を記載しておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

令和4年度小児生活習慣病予防研修の実施結果につきましての説明は以上となります。よろしく申し上げます。

○佐藤教育長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はありますでしょうか。

○神田委員 やはりコロナの影響もあって受診率がなかなか上がらない、むしろ減っているということで、問題かとは思いますが。令和3年度のほうが受診するのが厳しい状況にあったと思うので、少しずついろいろな面で緩和されてきている中で、ぜひ受信への周知啓発をお願いしていただきたいなと思います。

周知啓発についてですが、具体的にはどのようなことをやっていらっしゃるのかということ。そして、コロナが減っている状況の中で、どんな点に注意して、周知啓発を行っていくのか教えていただけたらと思います。

○学務課長 毎年小児生活習慣病予防検診をするにあたって、小4と中1のお子様には、学校を通じて、今、先ほど資料で見ていただいた裏面のチェックシート、こういったものと、あと受診の案内、こういったものを学校を通じてまず配付、対象生徒全員に配布しております。以前までは、かつては希望する生徒に配付していたんですけど、やはり受診率が伸びていないということで、こちらを令和元年度から全ての対象生徒に配るという形で、まずそこで受診率の改善が見受けられております。その後、実際には生活習慣病の検診をされたお子さんには、今はすみません、手元にはないんですけど、ハンドブック、そういったものをお渡しして、その啓発に努めているところでございます。

こちらについては、これまでは受診された方だけに受診後にお渡しするという形だったんですけど、来年度は、さらなる周知啓発を図るということで、これも対象者全員にお配りして、まずどういったことが生活習慣病予防につながるのかという、そういった周知啓発、こういった部分で、これを対象者全員に配るということで強化を図っていきたいというふうに考えております。

○神田委員 ありがとうございます。いろいろな手段で周知啓発を進めていただけたら有り難いと思います。受診をしたことで予防効果があった成功例などを示していくのが大切かと思っております。ありがとうございます。

○高森委員 実施内容の(1)の②に、前年度、または前々年度受診者のうち「要医療」「要経過観察」の判定を受けた者が対象になっているということですが、参考までに、今回受診をされた中で、さらに「要医療」「要経過観察」になった方々の割合は、どのくらいになるのでしょうか。

○学務課長 今年度の診断を受けて「要医療」「要経過観察」の割合ということで。

○高森委員 そうですね。

○学務課長 それぞれに申し上げます。小学校の「要医療」となった割合は3.6%、小学校4年の「要経過観察」が9.6%、中学1年の「要医療」が3.5%、「要経過観察」が8.3%となっております。

○高森委員 分かりました。中学校に上がると少なくなる感じですかね。何となく分かりました。ありがとうございます。

○佐藤教育長 よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 それでは、学務課のイにつきましては、報告どおりご了承願います。

3 その他

○佐藤教育長 その他は特にいいですか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 それでは、会議の冒頭に申し上げましたとおり、これより議会報告前の案件について聴取いたしたいと思えます。

恐れ入りますが、傍聴人の方はご退室をお願いいたします。

(傍聴人退室)

〈日程第1 議案審議〉

第9号議案

○佐藤教育長 それでは、日程第1、議案審議に入ります。議案の提案理由及び内容について、説明をお願いします。

次に、第9号議案を議題といたします。庶務課長、説明をお願いします。

○庶務課長 それでは、第9号議案、令和4年度東京都台東区一般警戒補正予算第10回における教育関係経費計上予定案の意見聴取についてご説明いたします。

本案は、来る第一回区議会定例会へ付議する議案の作成にあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき意見を求められているため、提出したものでございます。

資料をおめくりいただきまして、議案の内訳表をご覧ください。今回の補正金額でございます。歳入でございます。総額、歳入が1億2,127万6,000円。資料下段の歳出が、総額6億1,015万7,000円の、それぞれ減額でございます。

次のページをご覧ください。次に、繰越明許費として、5事業を掲載しております。緊急安全対策に要する経費の幼稚園費1,500万円、児童保育費1億7,700万円、こども園費800万円を繰越明許費としています。また、生涯学習センター管理運営660万円、柳北スポーツプラザ291万5,000円は、新型コロナウイルス感染症による半導体生産の遅れやウクライナ情勢の影響等で、半導体の組み込まれた部品等の納入に大きく後れが生じたため、令和

4年度中の工事完了が困難なため、繰越明許の設定をしたものでございます。

次の資料をご覧ください。歳入の主な内訳をご説明いたします。国庫負担金教育費負担金では、児童保育課の子どものための教育・保育給付費が7,523万2,000円の減額となっております。

次に、国庫補助金、教育費補助金では、児童保育課の保育対策総合支援事業費が、2,319万円の減額となっております。

次に、都負担金、教育費負担金の子どものための教育・保育給付費が、庶務課215万7,000円、児童保育課8,459万3,000円の、それぞれ減額となっております。

次に、都補助金、教育費補助金では、2段目にございます児童保育課の保育従事職員宿舍借上げ支援事業費が4,910万8,000円。5段目の賃貸物件による保育所の開設準備経費補助事業費が2,767万1,000円、6段目にあります、指導課のスクール・サポート・スタッフ配置支援事業費が、2,908万6,000円、それぞれ減額となっております。また、送迎バス等安全対策支援事業費では、庶務課1,500万円、児童保育課1億8,900万円、それぞれ増額となっております。

歳入については以上となります。

次のページをご覧ください。歳出の主な内訳をご説明いたします。まず、4段目・5段目です。子育てのための施設等利用給付が、庶務課が2,000万円、児童保育課が2,562万4,000円。その下の6段目・7段目にございますが、指導課のスクール・サポート・スタッフ配置が1,723万1,000円。クラス・サポート・スタッフの配置が1,317万2,000円、一番下の下段にございます教育支援館の特別支援教育支援員の配置が2,300万円、それぞれ減額となっております。

次のページをご覧ください。小学校費と、続きます中学校費では、学務課の要保護・準要保護就学援助が、小学校費で1,992万9,000円、中学校費で1,069万6,000円の、それぞれ減額となっております。

次に幼稚園費です。庶務課の幼稚園における緊急安全対策が1,500万円の増となっております。次に、児童保育費では、4段目です、児童保育課の地域型保育給付が、1億8,188万1,000円、6段目にあります保育所等保育士等人材確保が8,154万1,000円の、それぞれ減額となっております。また、保育所の一番下の段にあります保育所等における緊急安全対策では、1億7,700万円の増となっております。

次のページに移りまして、児童保育課の1段目、保育所等運営、通常の運営が7,830万円、3段目こどもクラブ運営が2,169万円、それぞれ減額となっております。

次にこども園費では、4段目、学務課のこども園施設型給付が2,500万円の減額となっております。7段目、こども園における緊急安全対策が800万円の増となっております。増減の主な理由では、減額の多くは、実績の見込みによる減となっております。詳細はそれぞれの資料、事業概要欄の説明に記載のとおりでございます。

それでは、議案の2ページ目にお戻りいただきまして、教育委員会の意見案として、本

委員会として原案に異存ありませんといたしました

議案の説明は以上でございます。ご審議の上、原案どおりご決定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○佐藤教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんでしょうか。

○垣内委員 ご丁寧なご説明、ありがとうございます。

基本的に、子供の数の想定よりも実績のほうが少なかったと。要するに児童保育についても他の点についても基本、教育サービスは充足しているというふうに理解してよろしいのでしょうか。なので、例えば保育所の誘致とか人材確保に対する補助金とかも減になった、こういうふうに理解してよろしいのでしょうか。

○庶務課長 いろいろと要素はあるかと思いますが、まず、保育施策等につきましては、保育、その人員がそこまで至らなかったという点もございますし、特にそういった施設における、そうですね、宿舎なんかは支援対象者がやはり見込んでいたより申し込みがなかったというところがございます。一般的には、やはり充足しているといえますか、ある程度行き渡っているというふうには考えてございます。

○垣内委員 つまり、その保育士さんが子供の数が減っているのです、必要な保育士さんの数もそんなに見込みほど多くなかったために減額になったというふうに考えていいのでしょうか。

○児童保育課長 まずお答えとしましては、委員の最初のご質問されたところのご認識のとおりで、保育所は年々増やしておりますので、保育委託で保育園でお預かりする子供の数は増えております。ただ、4月の当初は定員いっぱい埋まらなかったもので、予算としては定員いっぱい埋まることを想定して、上振れのリスクも考慮した上で計上していたというところもありますので、今回はその部分の減額の補正を行っております。それが委託費とかそういった部分に、あとは宿舎借り上げ等については、これはまた別の理由で、結構採用が厳しくなっているという状況が生じているかと思えます。東京都23区だと、有効求人倍率が2倍から3倍でくらいで推移していて。また、直近の話だと、不適切な保育の問題でなりたがらない人が増えている可能性もちょっと考慮しております。そういったところがあって、宿舎借り上げが440戸で計上していたところが415戸の実績だったというところが実情でございます。

○垣内委員 一応それで子供たちへのサービスというか保育とかは充足しているというふうに考えていいのでしょうか。

○児童保育課長 そこは間違いなく充足しております。

○垣内委員 ありがとうございます。

○佐藤教育長 よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 それでは、これより採決いたします。

第9号議案については、原案どおり決定いたしたいと思えます。これにご異議ございま

せんか。

(異議なし)

○佐藤教育長 ご異議ございませんでしたので、原案どおり決定いたしました。

第10号議案

○佐藤教育長 次に、第10号議案を議題といたします。庶務課長、説明をお願いします。

○庶務課長 それでは、第10号議案、令和5年度東京都台東区一般会計予算当初における教育関係経費計上予定案の意見聴取について、ご説明いたします。

本案は第1回区議会定例会へ付議する議案の作成にあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき意見を求められたため提出をいたしました。

議案の次の内訳書をご覧ください。令和5年度一般会計予算における教育関係経費全体の歳入と歳出の科目別予算の内訳です。歳入は総額61億9,462万円。前年度比8,513万7,000円、1.4%の増です。その下の歳出は、総額265億1,115万3,000円、前年度比23億7,907万1,000円、0.9%の増です。次のページをご覧ください。令和5年度から令和6年度を期間とする債務負担行為として4事業を掲載してございます。

次の資料をご覧ください。初めに歳入予算でございます。主な内容を申し上げます。分担金及び負担金の教育費負担金では、2行目の保育所個人負担金が、2,025万5,000円の増額となっています。使用料及び手数料の教育使用料では、幼稚園・こども園保育料並びに生涯学習センター及びリバーサイドスポーツセンター等の施設利用料は、4,168万円の増額となっております。

国庫支出金では、教育費負担金が、私立保育所新設による子どものための教育・保育給付費が、1億4,472万1,000円の増額。また、教育費補助金が保育対策総合支援事業に対する補助金等の減等で、1億4,857万9,000円の減額となっております。

都支出金では、教育費負担金が私立保育所新設による子どものための教育・保育給付費の教育保育給付費により、6,834万4,000円の増額。また、2行目の教育費補助金が、待機児童解消区市町村支援事業に対する補助金の減と、デジタル利活用支援員配置支援事業並びに子供家庭支援包括補助事業費に対する補助金の増との差引により、2,014万5,000円の減額となっております。

2款飛ばしまして、諸収入です。4行目の利用料等収入が、御徒町保育室閉園に伴う利用料の減により、2,283万9,000円の減額となっております。

次のページをご覧ください。歳出予算でございます。一般会計は、総額1,117億円、前年度比58億円、5.5%の増です。教育費は、先ほど申し上げましたとおりです。教育費の一般財源に占める割合は、23.7%となっております。

その下の表は、教育費における項別の内訳です、上段にあります、構成欄の100%の欄を横にご覧いただきたいと思っております。事業費のほうは230億2,905万7,000円、前年度比、23億5,112万1,000円、11.4%の増です。また、下段の、その下の人件費は34億8,209万

6,000円。前年度比2,795万円です。0.8%の増となっております。

次のページをご覧ください。人件費の増減の説明でございます。予算額の増減は、職員構成の変化によるものでございます。

次のページをご覧ください。歳出予算の内訳でございます。こちらにも主な内容を申し上げます。教育総務費では、2、子育てのための施設等利用給付の支給見込み減により、5,496万5,000円の減額。3、帰宅困難者対策は物品の入替により、1,445万7,000円の増額。4、医療的ケア児の支援は支援の実施により、3,530万8,000円の皆増となっております。

次に、小学校費では、3、小学校図書資料の充実は、新たに事業を設置し、1,675万8,000円の皆増。5、区有施設省電力型照明整備は、工事対象校の減により、5,740万8,000円の減。6、準要保護就学援助の認定者予測数などの減により、7,703万3,000円の減となっております。7、小学校給食食材等緊急医支援は、支援事業の実施により、4億3,440万5,000円の皆増となっております。8番、台東区育英小学校教室等整備は、本体工事及び環境整備工事により、9億3,898万3,000円の増額となっております。

中学校費です。3、中学校図書資料の充実は、新たに事業を設置し、1,142万4,000円の皆増。5、区有施設省電力型照明整備は、公示対象校の増により、6,847万5,000円の増。6、要保護・準要保護就学援助は、認定者予測数の減等により、4,483万2,000円の減となっております。7、中学校給食食材等緊急支援は、支援の実施により、1億5,870万円の皆増となっております。

次のページをご覧ください。校外施設費でございます。少年自然の家管理運営の燃料費等高騰に伴う指定管理委託料の増により、269万9,000円の増。2番区有施設省電力型照明整備は、少年自然の家照明LED化工事の実施により、8,180万4,000円の皆増となっております。

次に、幼稚園費です。1、私立幼稚園：私立幼稚園施設型給付の対象園増により、1億680万2,000円の増額。3、幼稚園給食食材等緊急支援は、支援事業の実施により、2,607万2,000円の皆増。大規模改修では、5、育英幼稚園園舎整備が、本体工事により、8,240万4,000円の増額となっております。

児童保育費では、1、保育委託が、私立認可保育所の2施設の新設や公定価格の改定による扶助費増により、4億457万3,000円の増額です。2、保育所等物価高騰緊急対策が、光熱費等の物価高騰対策の実施により、6,843万7,000円。3、保育所等給食食材等緊急支援が、支援事業の実施により、7,041万6,000円、それぞれ皆増。4、認可保育所の誘致は、施設整備休止による皆減で、4億2,629万4,000円の減額。また、7、御徒町保育室管理運営が保育室閉園により、1億3,965万9,000円の皆減。8、こどもクラブ運営が、民設こどもクラブ運営費補助金計上により、1億4,743万円の増額。11、竜泉こどもクラブ施設整備は、債務負担行為の2年目による工事費の増で、1億6,515万9,000円の増となっております。

こども園費では、2、こども園給食食材等緊急支援は、支援事業の実施により、1,258万7,000円の皆増。4、区有施設省電力型照明整備は、工事対象の減により、2,125万8,000の

減となります。

次のページをご覧ください。社会教育費では、3の浅草寺伝法院文化財復元補助、4の横山大観旧宅及び庭園文化財復元補助が、国庫補助事業費の減による区補助の減により、それぞれ1,287万8,000円、1,482万4,000円の減額。5、上野広小路三橋遺構の活用展示は、事業終了により、2,777万2,000円の皆減。7、社会教育センター・社会教育センター館が、社会教育センター空調設備更新工事等の終了により、5,468万9,000円の減額。また8、生涯学習センター管理運営が、光熱水費値上げ及び機械式駐車場保全工事等の契約により、3,586万8,000円の増額となっております。

社会体育費でございます。2、リバーサイドスポーツセンター維持修繕が、第二競技場天井耐震化工事により、8,084万8,000円の増。3、清島温水プールは、冷却塔交換工事等の終了により、1,969万8,000円の減額となっております。

次のページからは、令和5年度に実施を予定している主な充実の事業の一覧です、学校園教育の充実は、医療的ケア児の支援の1事業。教育保育施設・社会教育施設の整備は、金曾木小学校大規模改修をはじめとする9事業。次のページになりますが、感染症対策の充実は、小学校移動今教室をはじめとする10事業。子育て支援の充実は、保育所等物価高騰緊急対策をはじめとする10事業となっております。それぞれ、事業の内容は、内容の説明欄をご覧ください。

それでは、議案の2ページ目にお戻りください。教育委員会の意見案として、本委員会の意見としては、原案に異存ありませんとしました。

大変長くなりましたが、議案の説明は以上でございます。原案どおりご決定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○佐藤教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

○垣内委員 ご丁寧なご説明、ありがとうございます。ちょっと2点お尋ねしたいところがあります。

まず1点目は、この4ページの細かく記載されているところですが、このその他の部分、結構大きくまとめてあると思うんですが、これはざっくりハード設備になるのか、それともソフト事業のほうになるのか、この充実という事業というのが主なものになるんでしょうか、というのが1点。

それから2点目は、要保護・準要保護の就学者が、半減しているというふうに考えていいんですかね、ほぼほぼ。これはいいことだと思うんですけど、何か特に理由はあるのでしょうか。基準は多分同じだと思うので、ご家庭の事情が急速によくなったということになるんでしょうか。ちょっとそのあたり、もしお分かりであれば、教えてください。

○庶務課長 1点目のその他のことについて、ご説明させていただきます。このその他なんですけど、主な内容を上げさせていただいて、各小学校と中学校で主なものの内容を上げているんですけど、この上げたものにつきましては、増減額の欄がございますけれども、そこで幅の大きいものを順に記載させていただきまして、そちらをご説明させていただ

ているというところがございます。

その他の欄なんですけど、今委員がおっしゃったところ、全部、ここは最後に丸めてしまっていますので、いろいろなものが入ってしまっていますので、ちょっとどういうふうな形の事業費なのかというところがちょっと、なかなかあれなんですけれども、そういう形での資料作りの立付けになっていますので、ご理解いただければと思います

○学務課長 それでは、私のほうで就学援助の推移についてまずお答えします。まず、すみません、予算の前に、今の小中の就学援助の受給者の推移なんですけど、こちら、令和3年度、小学校のほうでは、要保護・準要保護合わせまして1,342名が需給をしております。また、中学区のほうは令和3年度要保護・準要保護合わせまして、746名が需給をしております。それで、過去5年間、過去からの傾向で申し上げますと、受給者は小学校・中学校ともに、減少している傾向にはございます。まず、それが推移の1点のお答えと。

あと、この来年度予算なんですけれども、小学校・中学校、約半減した理由なんですけど、一つには、そこに記載のとおり、認定者の予測数がさらに減していくというのと、あと、それぞれ、小学校・中学校、給食食材への緊急支援というのを新たに立てております、本来であれば、要保護・準要保護で見るべきだったものをこちらの予算のほうに切り替えておりますので、そのための減というような形になっております。

○垣内委員 要保護・準要保護の方の就学援助というのは、給食だけではないと思うんですけど、そこは充分配慮していただいて、給食に関しては、給食のほうに回し、それ以外のところはこちらで見るという、そういう理解でよろしいですか。

○学務課長 垣内委員のおっしゃるとおりでございます。

○垣内委員 そうであれば、ぜひよろしく願いいたします。

○浦井委員 こちらの6ページの5番に、上野広小路の三橋遺構の活用展示の予算があります。今回下町風俗資料館が改修に入られて、その間展示を中止するという事で皆減となっていると思うんですけど、展示を中止している間も多少の維持が必要になると思います。そういったものはどこかに予算を組んでいらっしゃるのか、もし分かれば教えていただけたらと思います。

○生涯学習課長 今ご指摘いただきました三橋遺構に関する事業につきましては、建設時の経費のほうを掲載させていただいていたところなんですけど、今後につきましては、文化財保護という事業がございまして、そちらのほうで必要な維持管理経費のほうを計上していくという役目になってございます。

○浦井委員 ありがとうございます。

○神田委員 4ページの教育総務費の6番目の指導課運営スクール・サポート・スタッフの配置が減になっていますけれども、希望があまりないのか、もう充足しているのか、それとも使い勝手が悪いのか分かる範囲で教えてください。

○指導課長 こちらのほうは、昨年度に働き方というか、月単位で報酬を払うようになったときに、社会保険料とか交通費を上乗せして見込んでやったんですが、決して、お一人

の方が大分入るようになって、そういった面で、各学校は、社会保険料とか旅費とか、交通費が、大体見込みがついたので、その分の減が大きいというふうに考えています。配置日数を変えたわけではないので。

○神田委員 分かりました。ありがとうございます。

○高森委員 資料の5ページの幼稚園費の1番の私立幼稚園施設型給付が今回増額で計上されていますが、今のところ、台東区内の私立園・幼稚園は、何園がこの施設型給付に移行することになっているのでしょうか、

○庶務課長 今回、こちら1億680万2,000円という形で増額になっておりますが、こちらは徳風幼稚園が来年4月1日にこちらの施設型給付の対象になりますので、その分の増が約9,000万円近くございますので、そういった形で増額となっているところでございます。

取りあえず来年度については、7園中、今2園が施設型ですが、もう1園増えて3園になるということです。

○高森委員 分かりました。

○垣内委員 近年、光熱水費が非常に上がっているのですけれども、結構施設もあるので、そのあたりの予測も踏まえた予算立てになっているのか、あるいは今後急激な変化があったときはどうなさるのか。今の段階でのお考えで結構ですので、教えていただけますか。

○庶務課長 小中学校を主に庶務課のほうでは所管していますけれども、担当者とも話しているのですけれども、予算立てするときには、やはり今年度の実績を見て、多少今年度も上がっておりますけれども、そこに2割を掛けて一応予算要求をしたという形にはなっておりますが、ちょっとまだ次年度がどのように払っていくかというのは予測がつかないというのもございますので、このあたりは財政課とまた話していくところでございますけれども、教育委員会の施設だけではなく、区有施設、各所とも、庁舎もそうですけれども、全て光熱費がかかっている部分でございまして、そこは区役所全体で調整しながら推移を見ているというところでございます。

基本的には2割アップくらいで、本年度は2割アップくらいで予算要求して予算をいただいているというところでございます。

○垣内委員 ありがとうございます。

○佐藤教育長 よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 これより採決いたします。

第10号議案につきましては、原案どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長 ご異議ございませんでしたので、原案どおり決定いたしました。

第11号議案

○佐藤教育長 次に、第11号議案を議題といたします。庶務課長、説明をお願いします。

○庶務課長 それでは、第11号議案、東京都台東区職員の定数に関する条例の一部を改正する条例の意見聴取につきまして、ご説明いたします。議案をご覧ください。

本議案につきましては、区長部局の管理する条例ではございますが、教育委員会の事務部局職員についての改正も含まれておりまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づき、意見を求められているため、提出したものでございます。

本案は、令和5年度より実施される定年の引上に伴い、令和5年度以降で定年退職者が発生しない年度があるなど、今後定数管理にも影響があるため、定数等に関する規定の整備を図るものでございます。

恐れ入りますが、議案に添付している新旧対照表をご覧ください。第2条中、監査委員の次に、「以下これらを区長等という」の文言を追加し、第3条第1項において、第1項区長事務部局の職員から、第6項監査委員の事務部局の職員に分けて、それぞれ定めていた定数を区長等の事務部局の職員と、幼稚園の教諭の2つに整理し、それぞれ2,154人と112人に変更いたします。

また、近年配偶者同行休業を取得する職員が生じていることから、定数外の職員とするため、第3条第2項の第3項中の公務災害休業の次に、配偶者同行休業を追加いたします。

付則をご覧ください。次ページでございます。本条例につきましては、令和5年4月1日から施行いたします。

議案にお戻りいただきまして、教育委員会の意見案として、本委員会として、原案に異存ありませんといたしました。

説明は以上であります。原案どおりご決定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○佐藤教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 これより採決いたします。

第11号議案につきましては、原案どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長 ご異議ございませんでしたので、原案どおり決定いたしました。

第12号議案

○佐藤教育長 次に、第12号議案を議題といたします。庶務課長、説明をお願いいたします。

○庶務課長 それでは、第12号議案、東京都台東区教育振興基金条例の一部を改正する条例の意見聴取について、ご説明いたします。議案をご覧ください。

本議案につきましても、来る第1回区議会定例会へ付議する議案の作成にあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づき意見を求められるため、提出したものでございます。

恐れ入ります。議案に添付している新旧対照表をご覧ください。

東京都台東区池波社会教育振興基金を、1億8,900万円から、1億8,800万円に、東京都台東区上原伝統工芸文化産業振興基金を100万円から200万円に、それぞれ改めます。

付則をご覧ください。

東京都台東区池波社会教育基金については、令和5年4月1日から、東京都台東区上原伝統工芸文化産業振興基金については、公布の日から施行いたします。

議案にお戻りください。教育委員会の意見案として、本委員会としては、原案に異存ありませんといたしました。

ご説明は以上です。原案どおりご決定いただけますよう、よろしく願いいたします。

○佐藤教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんでしょうか。

○垣内委員 この東京都台東区上原伝統工芸文化産業振興基金。これはどういう目的のもので、今回どういうお金の使われ方をされるのか、ご予定について教えていただければと思います。

○庶務課長 こちらの経緯でございます。上原様から平成28年度以降、毎年100万ずつ寄付をいただいております。令和2年度までの寄付金で、上原奨学基金というものの積み立てているものでございます。それとは別に、令和2年度に伝統工芸の継承に関するご寄付の相談がありまして、改めて伝統工芸の継承に関するご寄付をしたいという形で、特に伝統工芸の文化、教育面の側面に注目しまして、教育振興基金条例、社会教育振興基金として設置することといたしてございます。

やはり上原様の意思によりまして、こういった伝統工芸の継承ですとか、後継者育成、伝統工芸の普及PRなどを念頭に活用してほしいということでの教育的ところもございまして、そういった面で寄付を、こちらのほうの基金を設けたものでございます。

今後の基金の活用でございますけれども、台東区の優秀技能者の検証ですとか、やはり今後の後継者育成ですとか、そういったところで活用していただきたいというところでそういった意思での寄付という形のことになっています。

○垣内委員 100万円が200万円。さらに100万円増えたということで、これは取り崩して何かに使うということでは、今のところないということですか。

○庶務課長 池波のほうは100万円取り崩して、今度の100周年記念に活用させていただきます。こちらは今のところ、今年度寄付いただきまして、寄付金を利用して200万円です。昨年の令和4年の12月4日に、昨年度に引き続き100万円をいただいているという形でございます。今はまだ積み立てていただきまして、利子等でまたそういった形で充足させていただいて活用させていただくという。

○垣内委員 利子ですか。本当に後継者不足なので早めにお使いになったほうがより効果

的かと思えます。ご検討いただければと思います。

○佐藤教育長 よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 これより採決いたします。

第12号議案については、原案どおり決定いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長 ご異議ございませんでしたので、原案どおり決定いたしました。

第13号議案

○佐藤教育長 次に、第13号議案を議題といたします。学務課長、説明をお願いいたします。

○学務課長 それでは、第13号議案、東京都台東区立小中学校等の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の意見聴取について、ご説明いたします。

本案は令和4年12月22日に公布され、同日付で施工されました、東京都の都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正に準じて、学校医等の保証基礎額を改訂するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づき、提出するものでございます。

改正内容についてです。恐れ入ります。新旧対照表をご覧ください。学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の保証基礎額について、都条例の改正に準じて改訂するものでございます。

次に、付則でございます。施行日については、公布の日からとし、経過措置として令和4年4月1日以降に事由が発生したものについて適用いたします。なお、本区におきましては、現時点では適応対象者はございません。

教育委員会の意見案といたしましては、原案に異存ありませんとしております。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、原案どおりご決定いただきますようお願いいたします。

○佐藤教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございますか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 これより採決いたします。

第13号議案につきましては、原案どおり決定いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長 ご異議ございませんでしたので、原案どおり決定いたしました。

第14号議案

○佐藤教育長 次に、第14号議案を議題といたします。放課後対策担当課長、説明をお願いいたします。

○放課後対策担当課長 それでは、第14号議案東京都台東区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の意見聴取について説明いたします。

本案は、地方教育行政組織及び運営に関する法律第29条に基づき、議会提出前に教育委員会への意見聴取があったことにより提出するものです。

本条例は、令和4年11月30日及び12月28日に放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が公布されたことを受け、その改正のとおり規定の整備を図るものでございます。

恐れ入ります。新旧対照表をご覧ください。初めに、放課後児童健全育成事業とは、放課後児童クラブのことを言い、本区ではこどもクラブにあたります。それでは、規定の内容についてご説明いたします。第6条の2では、放課後児童健全事業所ごとに児童の安全確保に関する計画の策定を義務付けることの規定を新設しています。また、同条第2項では、職員に対する計画の周知と定期的な研修等の実施について。第3項では、保護者に対する計画に基づく取組内容等の周知について、4項では、定期的な計画の見直しと変更についてを規定しています。

次に、第6条の3では、放課後児童健全育成事業者が自動車を運行する場合、乗降時に点呼等による所在確認を義務付けることの規定を新設しています。なお、本区では、現時点でこどもクラブにおいて自動車を運行しての活動はございません。

次に、第12条の2では、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時における業務の継続計画の策定等を努力義務とすることの規定を新設しています。

同条第2項では、職員に対する計画の周知と定期的な研修等の実施について、第3項では、定期的な計画の見直しと変更について規定しています。

続いて第13条では、感染症及び食中毒の衛生管理等について、職員に対する研修等が努力義務になることに伴い、「必要な措置を講ずる」を記載のとおり改めております。

最後に付則をご覧ください。本条例の施行日は、令和5年4月1日としております。ただし第6条の2の安全計画の策定等については、経過措置があるため、令和5年4月1日から1年間は努力義務、その後は義務化となります。

議案の2ページにお戻りください。教育委員会の意見案としまして、原案に異存ありませんとしております。

説明は以上です。本議案についてよろしくご審議の上、原案どおりご決定いただけますよう、お願いいたします。

○佐藤教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございますでしょうか。

○高森委員 別紙対照表の1ページの上のほうですけれども、BCPのことが書いていますが、

むしろ逆に、今まではBCPはつくられていなかったってことなのではないでしょうか。

○放課後対策担当課長 業務継続計画につきましては、一部のこどもクラブ、今期の事業者では、事業団が運営するこどもクラブにおいては、業務継続計画を策定しておりますが、他の事業者については、業務継続計画というものまでは策定はしていません。

○高森委員 そうですか。これは喫緊の事柄ですので、急がなければいけないかなと思いますね。分かりました。

○佐藤教育長 よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 これより採決いたします。

第14号議案につきましては、原案どおり決定いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長 ご異議ございませんでしたので、原案どおり決定いたしました。

第15号議案

○佐藤教育長 次に、第15号議案を議題といたします。児童保育課長、説明をお願いいたします。

○児童保育課長 それでは、第15号議案、東京都台東区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の意見聴取についてご説明をいたします。

本議案は地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、提出するものでございます。

本条例は、国の家庭的保育事業等の設備、及び運営に関する基準の一部改正に伴い、規定の整備を図るものでございます。

おそれいりますが、新旧対照表をご覧ください。趣旨は、先ほどの放課後対策担当頭の議案とほぼ同じでございますが、始めに1ページ中段の、第7条の2をご覧ください。こちらは、安全計画の策定等を義務化する規定を新設しております。

2ページをご覧ください。第7条の3を新設し、第1項では、園外活動のために自動車を運行する場合、乗降車の際に点呼等の方法により園児の所在を確認すること、第2項では、通園用として運行する場合、自動車にブザー等の見落とし防止装置を装備し、降車時の所在確認をすることを、それぞれ義務化しております。

続きまして、第10条でございます。第10条につきましては、家庭的保育事業と、あとはその他の社会福祉施設等を併設するときの設備及び職員の基準を緩和し、その行う保育に支障のない場合に限り、事業者間での兼用を一部可能としております。

続きまして第13条をご覧ください。こちらにつきましては、民法における、親権者の子に対する懲戒権。こちらは、規定が削除されたことに伴い、同条乱用の規定も削除されたというものでございます。

続きまして、第14条をご覧ください。こちらは、感染症、及び食中毒の予防、及びまん延防止のための措置について、研修と訓練を定期的実施することとしております。

3ページをご覧ください。付則でございます。本条例の施行日は、国の改正承認に合わせ、令和5年4月1日から。ただし、13条の改正規定、懲戒権の削除については、公布の日からとしております。また、経過措置としまして、第7条の3、第2項の規定の適用につきましては、ブザー等の見落とし防止装置を備えることが困難である場合は、代替措置を講ずることで、令和6年3月末までの間は、備えないことができるとしております。

ご説明は以上でございます。よろしくご審議の上、原案どおりご決定いただきますようお願い申し上げます。

○佐藤教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 では、これより採決いたします。

第15号議案につきましては、原案どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長 ご異議ございませんでしたので、原案どおり決定いたしました。

第16号議案

○佐藤教育長 次に、第16号議案を議題といたします。児童保育課長、説明をお願いします。

○児童保育課長 続きまして、第16号議案の説明に入る前に、簡単な補足説明をさせていただきます。この条例は特定教育保育施設、及び特定地域型保育事業の運営の基準を定めるものでございますが、この特定教育・保育施設とは、いわゆる施設型給付です。いわゆる運営費の給付を受けている施設を指しますので、全ての認可保育所と、制度移行した幼稚園、こちらを指します。こちらの条例につきましては、利用定員の確認に関する事項と、後は給付を受けるにあたり守るべき運営の基準を定めたものでございます。

それでは、第16号議案東京都台東区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明をいたします。本議案は地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、提出するものでございます。

本条例は、国の子ども・子育て支援法の改正に伴い、引用条文の整理等を行うものでございます。

恐れ入りますが、新旧対照表をご覧ください。初めに、子ども・子育て支援法の改正を行うに伴うものでございます。第4条をご覧ください。こちらにつきましては、子ども・子育て支援法第19条におきまして、第2項が削除されることに伴いまして、これまで第19条1項としていた引用条文が項に言及しない形、つまり2項がなくなるので、1項という考

え方もなくなって、単に19条というようになりますので、第1項という記載をそれぞれ削除するものでございます。

その下の第6条から2ページまでの第13条まで、続いて3ページの第20条、続いて4ページの35条から8ページの52条まで、同様に引用条文の整理を行ったものでございます。

続きまして、学校教育法の形成に伴うものでございます。恐れ入りますが、3ページに戻りまして中段の第15条をご覧ください。こちらにつきましては、学校教育法第25条におきまして、第2項及び第3項が追加されるため、引用条文、これまで第25条といっていればよかったものが、これが第1項という取扱いになりましたので、変更しております。

最後に、国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに、特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴うものでございます。

同じく3ページ下段の第26条をご覧ください。先ほどご説明させていただきました家庭的保育事業等の条例改正と同様に、民法における懲戒権の削除に伴い、内容の規定を削除しております。

恐れ入りますが、9ページをご覧ください。付則でございます。本条例の施行日は、国の施行日に合わせ、令和5年4月1日から、ただし、第26条の改正規定。こちらは懲戒権の削除です。こちらにつきましては、公布の日からとしております。

ご説明は以上となります。よろしくご審議の上、原案どおりご決定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○佐藤教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 これより採決いたします。

第16号議案につきましては、原案どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長 ご異議ございませんでしたので、原案どおり決定いたしました。

〈日程第2 教育長報告〉

1 協議事項

(1) 生涯学習課 ア

○佐藤教育長 次に、日程第2、教育長報告の協議事項を議題といたします。

生涯学習課のアについて、生涯学習課長、説明をお願いいたします。

○生涯学習課長 それでは、令和4年度台東区区民文化財指定及び台帳登載についてご説明いたします。資料をご覧ください。

教育委員会の附属機関である台東区文化財保護審議会が、1月26日に開催され、国文化財指定、及び台帳登載について、6件の答申がありましたので、その内容について、ご説

明いたします。

初めに、国文化財指定でございます。資料の2ページをご覧ください。有形文化財（考古資料）として台東区教育委員会が所有する「浅草永住町遺跡東上野三丁目2番地点408号遺構出土副葬品等」でございます。本資料は、浅草永住町遺跡東上野三丁目2番地点において発掘調査を行った際に出土した資料で、曲げ物容器及び同容器に埋納されていた髪水入れ、髪油壺、紅猪口、合子蓋、剃刀、及び柿経等でございます。本資料は化粧関係の道具一式が容器に入れた状態で埋納されたものとして、希少な例であり、優品である蒔絵髪水入れも見られ、貴重でございます。区内に限らず江戸時代において希少な柿経も出土しており、江戸市民の埋葬の歴史を考える上でも重要でございます。

次に、区民文化財台帳登載でございます。3ページをご覧ください。有形文化財（工芸品）として、宗教法人護国院が所有する、「喚鐘」でございます。本喚鐘は、宝暦7年に、江戸を代表する鋳物師である西村和泉守の製作で、区内に残る近世中期の喚鐘として、近世に活躍した鋳物師の活動や鋳造技術を知る上で重要でございます。また、本喚鐘のいわれは当院建立時に遡るものであることから、当院の歴史を考える上でも貴重でございます。

4ページをご覧ください。有形文化財（古文書）として、台東区教育委員会が所有する、「びんざさら舞獅子役附畑地譲証文」でございます。本文書は、浅草神社の神事として三社祭で踊られる田楽舞であるびんざさら舞において、獅子役を務める人物の所有する土地についての譲証文であり、舞に従事する上で必要となる経費が、その役に応じて保証されていたこと、舞にかかわる人々の経済的基盤が整えられていたことを示すもので、神事芸能に従事するにあたり経済的な裏打ちがなされている具体例として希少であり、浅草神社三社祭のびんざさら舞がどのように執り行われ、また継承されてきたかを経済的側面から考える上でも重要でございます。

5ページをご覧ください。有形文化財考古資料として、台東区教育委員会が所有する「北稲荷町遺跡旧広徳寺桂香院跡出土資料」でございます。本資料は、東上野5-7地点の集合住宅建設工事に伴う調査で出土したもので、陶磁器として肥前系銅緑釉中鉢、肥前系白磁碗、瀬戸・美濃系の獣脚付水盤等。木製品として大型柄杓、下駄、漆椀などがございます。大型柄杓は完形品で、柄部分95cm、容量が一升あり、曲げ物部、柄部共にヒノキ材で作成されております。本資料は他に類例のない大型柄杓など優品が見られ貴重であり、台東区の寺院の歴史を考える上でも重要でございます。

6ページをご覧ください。有形文化財（考古資料）として、台東区教育委員会が所有する「北稲荷町遺跡旧広徳寺法凌院墓跡出土資料」でございます。本資料は、東上野5-7地点の集合住宅建設工事に伴う調査で出土したもので、大型石室墓内の埋葬用の方形木槨や木棺、太縄等の縄類の他、陶磁器類・木製品などがございます。本資料は状態が比較的良好なものが多く、大名である加賀前田家正室の埋葬資料として重要でございます。また、当時の埋葬方法が想定できる事例として稀有であり、寛永寺旧凌雲院に埋葬されていた徳川御三卿清水家墓の埋葬記録と一致することからも貴重でございます。

7ページをご覧ください。有形文化財（歴史資料）として、台東区が所有する「関東大震災復興区画整理完成記念碑」でございます。本資料は、関東大震災後に実施された帝都復興土地区画整理事業のうち、下谷区と神田区の一部からなる東京第31地区の区画整理完成記念碑で、銘文には同地区の土地区画整理事業の概要と、土地区画整理委員会の公正な審議と地区民の協力によって同事業が完了したことが記されており、地域住民の協力により震災復興事業が完成したことを示す貴重な歴史資料でございます。

以上の区民文化財台帳の指定登載により、令和4年度末の台帳登載点数は249点、うち指定文化財は67件となります。

説明は以上でございます。よろしくご協議の上、ご決定いただきますよう、よろしくお願い致します。

○佐藤教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 これは議会に報告するの。

○生涯学習課長 報告します。

○佐藤教育長 書いていないから、説明を。

○生涯学習課長 すみません。この後、第1回定例会で報告して、最後告示させていただいて、正式に指定させていただくという流れになります。失礼しました。

○佐藤教育長 それでは、生涯学習課のアについては、協議どおり決定いたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長 ご異議ございませんでしたので、協議どおり決定いたしました。

3 その他

○佐藤教育長 本日の案件は以上ですが、全体を通して何かご質問等ございますか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 それでは、以上をもって、本日予定された議事日程は全て終了いたしました。これをもちまして、本日の定例会を閉じ、散会いたします。

午後3時13分 閉会